

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 5 月 1 日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	グループ人事企画部長 駒井 昭彦
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号 豊洲ベイサイドクロスタワー
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	グループ人事企画部長 駒井 昭彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日、2021年5月17日、2022年5月19日及び2023年5月15日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日、2021年5月17日、2022年5月19日及び2023年5月15日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年5月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」、2022年5月19日付で提出した臨時報告書を「2022年臨時報告書」、2023年5月15日付で提出した臨時報告書を「2023年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書、2022年臨時報告書及び2023年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第7回RSU、第13回RSU、第19回RSU、第25回RSU、第31回RSU及び第37回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2025年5月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書、2022年臨時報告書及び2023年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2【報告内容】

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書、2022年臨時報告書及び2023年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書、2022年臨時報告書及び2023年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第7回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 54,623株

(3) 処分価格 1株につき611.4円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 33,396,503円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：33,396,503円（1株につき処分価額と同額）

・第13回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 25,436株

(3) 処分価格 1株につき371円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 9,436,756円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：9,436,756円（1株につき処分価額と同額）

．第19回RSUに関する事項

- (2) 募集株式数 726,468株
- (3) 処分価格 1株につき436円
(会社法上の払込金額)
- (5) 処分価額の総額 316,740,048円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：316,740,048円（1株につき処分価額と同額）

．第25回RSUに関する事項

- (2) 募集株式数 748,112株
- (3) 処分価格 1株につき577円
(会社法上の払込金額)
- (5) 処分価額の総額 431,660,624円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：431,660,624円（1株につき処分価額と同額）

．第31回RSUに関する事項

- (2) 募集株式数 16,801,554株
- (3) 処分価格 1株につき479円
(会社法上の払込金額)
- (5) 処分価額の総額 8,047,944,366円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：8,047,944,366円（1株につき処分価額と同額）

．第37回RSUに関する事項

- (2) 募集株式数 14,094,394株
- (3) 処分価格 1株につき490円
(会社法上の払込金額)
- (5) 処分価額の総額 6,906,253,060円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：6,906,253,060円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2018年臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2018年5月14日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度（以下「本制度」という。）に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し（以下「本決定」といい、本決定に基づく自己株式処分を「本自己株式処分」という。）、これに従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

・第1回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>14,157,100株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等（以下「株式分割等」と総称する。）によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき611.4円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>8,655,650,940円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：8,655,650,940円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式及び第4種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない（ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。）。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 12,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2019年4月20日から2019年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第2回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	14,097,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき611.4円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	8,619,150,360円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：8,619,150,360円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 12,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2020年4月20日から2020年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第3回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	14,159,900株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき611.4円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	8,657,362,860円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：8,657,362,860円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 12,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2021年4月20日から2021年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第4回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	1,271,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき611.4円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	777,456,240円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：777,456,240円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 12,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2022年4月20日から2022年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第5回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	1,266,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき611.4円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	774,399,240円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：774,399,240円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 12,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2023年4月20日から2023年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第6回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	124,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき611.4円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	76,180,440円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：76,180,440円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 12,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2024年4月20日から2024年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第7回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	124,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき611.4円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	76,058,160円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：76,058,160円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 12,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2025年4月20日から2025年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし
- . 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2018年4月30日現在)
発行済株式総数 普通株式 3,643,562,601株
資本金の額 594,493百万円
(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2018年4月30日現在の数字を記載している。

(参考) 2019年5月8日付の2018年臨時報告書の訂正報告書の記載内容

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として自己株式処分により対象者に対して当社普通株式を交付することに関する2018年5月14日付の臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2019年5月8日に確定しましたので、これに伴い記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

・第1回RSUに関する事項

(訂正前)

(2) 募集株式数

14,157,100株

上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(3) 処分価格

1株につき611.4円

(会社法上の払込金額)

上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(5) 処分価額の総額

8,655,650,940円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：8,655,650,940円(1株につき処分価額と同額)

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

(訂正後)

(2) 募集株式数 8,981,366株

(3) 処分価格 1株につき611.4円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 5,491,207,173円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：5,491,207,173円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2020年5月12日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2018年5月14日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し(以下「本決定」という。)、これに従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

その後、当該臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2019年5月8日に確定しましたので、これに伴い記載事項の一部を訂正するため、2019年5月8日付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書と合わせて「旧臨時報告書」という。)を提出いたしました。

この度、旧臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2020年5月11日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、旧臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、旧臨時報告書の公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

旧臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、旧臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第2回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 8,235,990株

(3) 処分価格 1株につき611.4円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 5,035,484,286円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：5,035,484,286円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2021年5月7日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日及び2019年5月16日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日に臨時報告書を提出いたしました(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」という。)。

この度、2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2021年5月6日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第3回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 8,149,784株

(3) 処分価格 1株につき611.4円

(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 4,982,777,938円

現物出資財産の内容: 本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額: 4,982,777,938円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2022年5月6日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日及び2020年5月27日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定してまいりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日及び2020年5月27日に臨時報告書を提出いたしました(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」という。)

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第4回RSU、第10回RSU及び第16回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2022年5月2日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書からの訂正箇所は_____ 野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第4回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 615,268株

(3) 処分価格 1株につき611.4円

(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 376,174,856円

現物出資財産の内容: 本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額: 376,174,856円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2023年5月2日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日に臨時報告書を提出いたしました(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年5月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」という。)。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第5回RSU、第11回RSU、第17回RSU及び第23回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2023年5月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書からの訂正箇所は_____ 罫で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第5回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 606,104株

(3) 処分価格 1株につき611.4円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 370,571,986円

現物出資財産の内容: 本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額: 370,571,986円 (1株につき処分価額と同額)

(参考) 2024年 5 月 7 日付臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年 9 月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年 5 月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年 5 月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年 5 月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年 5 月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」、2022年 5 月19日付で提出した臨時報告書を「2022年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第6回RSU、第12回RSU、第18回RSU、第24回RSU及び第30回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2024年 5 月 1 日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第6回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 54,730株

(3) 処分価格 1株につき611.4円

（会社法上の払込金額）

(5) 処分価額の総額 33,461,922円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：33,461,922円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2019年臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2019年5月16日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度（以下「本制度」という。）に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し（以下「本決定」といい、本決定に基づく自己株式処分を「本自己株式処分」という。）、これに従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

・第8回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>9,844,900株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等（以下「株式分割等」と総称する。）によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき371円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>3,652,457,900円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金3,652,457,900円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式
及び第4種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定め
ている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全て
の事項につき株主総会において議決権を行使することができない（ただし、各事業年
度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取
締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出
されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主
総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受け
る旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株
主総会において議決権を行使することができる。）。これは、優先株式を配当金や残
余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるもの
である。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取 手取金の総額
金の総額並びに用途ごと 払込金額の総額 - 円
の内容、金額及び支出予 処分諸費用の概算額 130,000円
定時期 差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸
費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていな
い。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2020年4月20日から2020年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとす 株式会社名古屋証券取引所
る場合における当該金融 株式会社名古屋証券取引所
商品取引所の名称
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第9回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	9,800,300株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき371円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	3,635,911,300円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金3,635,911,300円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2021年4月20日から2021年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第10回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>9,825,800株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき371円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>3,645,371,800円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金3,645,371,800円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2022年4月20日から2022年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第11回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	838,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき371円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	311,046,400円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金311,046,400円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

(6) 資本組入額の総額	該当事項なし
(7) 株式の内容	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数100株 なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
(8) 募集方法	上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
(9) 引受人の名称	該当事項なし
(10) 募集を行う地域	欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
(11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期	手取金の総額 払込金額の総額 - 円 処分諸費用の概算額 130,000円 差引手取概算額 - 円 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
(12) 受渡年月日 (会社法上の払込期間)	2023年4月20日から2023年5月19日まで
(13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	株式会社東京証券取引所 株式会社名古屋証券取引所
(14) 安定操作に関する事項	該当事項なし

．第12回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>834,500株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき371円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>309,599,500円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金309,599,500円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2024年4月20日から2024年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第13回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>67,200株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき371円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>24,931,200円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金24,931,200円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2025年4月20日から2025年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第14回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	66,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき371円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	24,708,600円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金24,708,600円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2026年4月20日から2026年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし
- . 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2019年4月30日現在)
発行済株式総数 普通株式 3,493,562,601株
資本金の額 594,493百万円
(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2019年4月30日現在の数字を記載している。

(参考) 2020年5月12日付の2019年臨時報告書の訂正報告書の記載内容

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として自己株式処分により対象者に対して当社普通株式を交付することに関する2019年5月16日付の臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2020年5月11日に確定しましたので、これに伴い記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は_____野で示してあります。

・第8回RSUに関する事項

(訂正前)

(2) 募集株式数

9,844,900株

上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(3) 処分価格

1株につき371円

(会社法上の払込金額)

上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(5) 処分価額の総額

3,652,457,900円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金3,652,457,900円(1株につき処分価額と同額)

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

(訂正後)

(2) 募集株式数 5,841,704株

(3) 処分価格 1株につき371円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 2,167,272,184円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：2,167,272,184円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2021年5月7日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日及び2019年5月16日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日に臨時報告書を提出いたしました(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」という。)

この度、2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2021年5月6日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書及び2019年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第9回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 5,628,822株

(3) 処分価格 1株につき371円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 2,088,292,962円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：2,088,292,962円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2022年5月6日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日及び2020年5月27日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定してまいりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日及び2020年5月27日に臨時報告書を提出いたしました(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」という。)

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第4回RSU、第10回RSU及び第16回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2022年5月2日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書からの訂正箇所は_____ 野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第10回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 5,217,336株

(3) 処分価格 1株につき371円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 1,935,631,656円
現物出資財産の内容: 本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額: 1,935,631,656円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2023年5月2日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年5月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第5回RSU、第11回RSU、第17回RSU及び第23回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2023年5月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書からの訂正箇所は_____ 罫で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・ 第11回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 342,054株

(3) 処分価格 1株につき371円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 126,902,034円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：126,902,034円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2024年 5 月 7 日付臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年 9 月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年 5 月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年 5 月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年 5 月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年 5 月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」、2022年 5 月19日付で提出した臨時報告書を「2022年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第6回RSU、第12回RSU、第18回RSU、第24回RSU及び第30回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2024年 5 月 1 日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第12回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 338,694株

(3) 処分価格 1株につき371円

（会社法上の払込金額）

(5) 処分価額の総額 125,655,474円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：125,655,474円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2020年臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2020年5月27日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度（以下「本制度」という。）に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し（以下「本決定」といい、本決定に基づく自己株式処分を「本自己株式処分」という。）、これに従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

・第15回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>22,658,000株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等（以下「株式分割等」と総称する。）によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき436円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>9,878,888,000円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金9,878,888,000円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式
及び第4種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定め
ている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全て
の事項につき株主総会において議決権を行使することができない（ただし、各事業年
度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取
締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出
されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主
総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受け
る旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株
主総会において議決権を行使することができる。）。これは、優先株式を配当金や残
余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるもの
である。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取 手取金の総額
金の総額並びに用途ごと 払込金額の総額 - 円
の内容、金額及び支出予 処分諸費用の概算額 130,000円
定時期 差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸
費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていな
い。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2021年4月20日から2021年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとす 株式会社名古屋証券取引所
る場合における当該金融 株式会社名古屋証券取引所
商品取引所の名称
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第16回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	22,606,700株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき436円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	9,856,521,200円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金9,856,521,200円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- | | |
|-----------|----------|
| 手取金の総額 | |
| 払込金額の総額 | - 円 |
| 処分諸費用の概算額 | 130,000円 |
| 差引手取概算額 | - 円 |
- 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
- 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2022年4月20日から2022年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
- | |
|--------------|
| 株式会社東京証券取引所 |
| 株式会社名古屋証券取引所 |
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第17回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	22,733,500株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき436円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	9,911,806,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金9,911,806,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2023年4月20日から2023年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第18回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	1,690,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき436円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	737,014,400円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金737,014,400円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2024年4月20日から2024年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第19回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	1,686,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき436円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	735,270,400円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金735,270,400円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2025年4月20日から2025年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第20回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	179,800株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき436円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	78,392,800円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金78,392,800円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2026年4月20日から2026年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第21回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	179,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき436円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	78,218,400円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金78,218,400円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使用ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
使用ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2027年4月20日から2027年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし
- . 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2020年4月30日現在)
発行済株式総数 普通株式 3,493,562,601株
資本金の額 594,493百万円
(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2020年4月30日現在の数字を記載している。

(参考) 2021年5月7日付の2020年臨時報告書の訂正報告書の記載内容

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として自己株式処分により対象者に対して当社普通株式を交付することに関する2020年5月27日付の臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2021年5月6日に確定しましたので、これに伴い記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は_____罫で示してあります。

・第15回RSUに関する事項

(訂正前)

(2) 募集株式数

22,658,000株

上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(3) 処分価格

1株につき436円

(会社法上の払込金額)

上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(5) 処分価額の総額

9,878,888,000円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金9,878,888,000円(1株につき処分価額と同額)

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

(訂正後)

(2) 募集株式数 13,951,162株

(3) 処分価格 1株につき436円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 6,082,706,632円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金6,082,706,632円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2022年5月6日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日及び2020年5月27日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日及び2020年5月27日に臨時報告書を提出いたしました(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」という。)

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第4回RSU、第10回RSU及び第16回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2022年5月2日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書からの訂正箇所は_____ 野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書及び2020年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第16回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 12,559,007株

(3) 処分価格 1株につき436円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 5,475,727,052円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：5,475,727,052円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2023年5月2日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日に臨時報告書を提出いたしました(以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年5月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」という。)。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第5回RSU、第11回RSU、第17回RSU及び第23回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2023年5月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書(以下「本臨時報告書」という。)を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書からの訂正箇所は_____ 罫で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第17回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 11,856,794株

(3) 処分価格 1株につき436円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 5,169,562,184円

現物出資財産の内容: 本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額: 5,169,562,184円(1株につき処分価額と同額)

(参考) 2024年 5 月 7 日付臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年 9 月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年 5 月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年 5 月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年 5 月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年 5 月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」、2022年 5 月19日付で提出した臨時報告書を「2022年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第6回RSU、第12回RSU、第18回RSU、第24回RSU及び第30回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2024年 5 月 1 日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・ 第18回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 791,204株

(3) 処分価格 1株につき436円

(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 344,964,944円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：344,964,944円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2021年臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2021年5月17日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度(以下「本制度」という。)に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し(以下「本決定」といい、本決定に基づく自己株式処分を「本自己株式処分」という。)、これに従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

・第22回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | 18,508,000株
上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。
当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。 |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | 1株につき577円
上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。 |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | 10,679,116,000円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金10,679,116,000円(1株につき処分価額と同額)
当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。 |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式
及び第4種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定め
ている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全て
の事項につき株主総会において議決権を行使することができない（ただし、各事業年
度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取
締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出
されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主
総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受け
る旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株
主総会において議決権を行使することができる。）。これは、優先株式を配当金や残
余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるもの
である。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取 手取金の総額
金の総額並びに用途ごと 払込金額の総額 - 円
の内容、金額及び支出予 処分諸費用の概算額 130,000円
定時期 差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸
費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていな
い。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2022年4月20日から2022年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとす 株式会社名古屋証券取引所
る場合における当該金融 株式会社名古屋証券取引所
商品取引所の名称
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第23回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	18,443,000株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき577円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	10,641,611,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金10,641,611,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- | | |
|-----------|----------|
| 手取金の総額 | |
| 払込金額の総額 | - 円 |
| 処分諸費用の概算額 | 130,000円 |
| 差引手取概算額 | - 円 |
- 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
- 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2023年4月20日から2023年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
- | |
|--------------|
| 株式会社東京証券取引所 |
| 株式会社名古屋証券取引所 |
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第24回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	18,689,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき577円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	10,783,783,800円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金10,783,783,800円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2024年4月20日から2024年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第25回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	1,627,000株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき577円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	938,779,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金938,779,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2025年4月20日から2025年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第26回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>1,622,600株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき577円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>936,240,200円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金936,240,200円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2026年4月20日から2026年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第27回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	123,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき577円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	71,317,200円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金71,317,200円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2027年4月20日から2027年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第28回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	123,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき577円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	71,201,800円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金71,201,800円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使用ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
使用ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2028年4月20日から2028年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし
- . 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2021年4月30日現在)
発行済株式総数 普通株式 3,233,562,601株
資本金の額 594,493百万円
(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2021年4月30日現在の数字を記載している。

(参考) 2022年5月6日付の2021年臨時報告書の訂正報告書の記載内容

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として自己株式処分により対象者に対して当社普通株式を交付することに関する2021年5月17日付の臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2022年5月2日に確定しましたので、これに伴い記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

・第22回RSUに関する事項

(訂正前)

(2) 募集株式数

18,508,000株

上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(3) 処分価格

1株につき577円

(会社法上の払込金額)

上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(5) 処分価額の総額

10,679,116,000円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：10,679,116,000円(1株につき処分価額と同額)

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

(訂正後)

(2) 募集株式数 10,539,208株

(3) 処分価格 1株につき577円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 6,081,123,016円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：6,081,123,016円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2023年5月2日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日及び2021年5月17日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年5月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第5回RSU、第11回RSU、第17回RSU及び第23回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価額の総額」が2023年5月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書からの訂正箇所は_____ 罫で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書及び2021年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第23回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 9,883,198株

(3) 処分価格 1株につき577円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 5,702,605,246円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：5,702,605,246円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2024年 5 月 7 日付臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年 9 月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年 5 月14日、2019年 5 月16日、2020年 5 月27日、2021年 5 月17日及び2022年 5 月19日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年 5 月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年 5 月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年 5 月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年 5 月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」、2022年 5 月19日付で提出した臨時報告書を「2022年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第6回RSU、第12回RSU、第18回RSU、第24回RSU及び第30回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2024年 5 月 1 日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・ 第24回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 10,068,096株

(3) 処分価格 1株につき577円

（会社法上の払込金額）

(5) 処分価額の総額 5,809,291,392円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：5,809,291,392円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2022年臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2022年5月19日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度（以下「本制度」という。）に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し（以下「本決定」といい、本決定に基づく自己株式処分を「本自己株式処分」という。）、これに従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

・第29回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | <p>29,719,100株</p> <p>上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等（以下「株式分割等」と総称する。）によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | <p>1株につき479円</p> <p>上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。</p> |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | <p>14,235,448,900円</p> <p>現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金14,235,448,900円（1株につき処分価額と同額）</p> <p>当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。</p> |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式
及び第4種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定め
ている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全て
の事項につき株主総会において議決権を行使することができない（ただし、各事業年
度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取
締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出
されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主
総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受け
る旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株
主総会において議決権を行使することができる。）。これは、優先株式を配当金や残
余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるもの
である。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取 手取金の総額
金の総額並びに用途ごと 払込金額の総額 - 円
の内容、金額及び支出予 処分諸費用の概算額 130,000円
定時期 差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸
費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていな
い。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2023年4月20日から2023年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとす 株式会社名古屋証券取引所
る場合における当該金融 株式会社名古屋証券取引所
商品取引所の名称
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第30回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	29,657,700株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき479円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	14,206,038,300円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金14,206,038,300円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2024年4月20日から2024年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第31回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	29,768,800株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき479円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	14,259,255,200円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金14,259,255,200円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2025年4月20日から2025年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第32回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	3,656,800株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき479円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	1,751,607,200円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金1,751,607,200円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2026年4月20日から2026年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第33回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	1,646,800株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき479円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	788,817,200円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金788,817,200円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- | | |
|-----------|----------|
| 手取金の総額 | |
| 払込金額の総額 | - 円 |
| 処分諸費用の概算額 | 130,000円 |
| 差引手取概算額 | - 円 |
- 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
- 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2027年4月20日から2027年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
- | |
|--------------|
| 株式会社東京証券取引所 |
| 株式会社名古屋証券取引所 |
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第34回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	172,800株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき479円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	82,771,200円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金82,771,200円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2027年4月20日から2027年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第35回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	172,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき479円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	82,675,400円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金82,675,400円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2029年4月20日から2029年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし
- . 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2022年4月30日現在)
発行済株式総数 普通株式 3,233,562,601株
資本金の額 594,493百万円
(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2022年4月30日現在の数字を記載している。

(参考) 2023年5月2日付の2022年臨時報告書の訂正報告書の記載内容

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として自己株式処分により対象者に対して当社普通株式を交付することに関する2022年5月19日付の臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2023年5月1日に確定しましたので、これに伴い記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は_____野で示してあります。

・第29回RSUに関する事項

(訂正前)

(2) 募集株式数

29,719,100株

上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(3) 処分価格

1株につき479円

(会社法上の払込金額)

上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(5) 処分価額の総額

14,235,448,900円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：14,235,448,900円(1株につき処分価額と同額)

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

(訂正後)

(2) 募集株式数 17,265,203株

(3) 処分価格 1株につき479円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 8,270,032,237円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：8,270,032,237円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2024年5月7日付臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日、2021年5月17日及び2022年5月19日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し、それぞれの決定に従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、それぞれ、2018年5月14日、2019年5月16日、2020年5月27日、2021年5月17日及び2022年5月19日に臨時報告書を提出いたしました（以下、2018年5月14日付で提出した臨時報告書を「2018年臨時報告書」、2019年5月16日付で提出した臨時報告書を「2019年臨時報告書」、2020年5月27日付で提出した臨時報告書を「2020年臨時報告書」、2021年5月17日付で提出した臨時報告書を「2021年臨時報告書」、2022年5月19日付で提出した臨時報告書を「2022年臨時報告書」という。）。

この度、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項につき、それぞれ、第6回RSU、第12回RSU、第18回RSU、第24回RSU及び第30回RSUに係る「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2024年5月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、改めて臨時報告書（以下「本臨時報告書」という。）を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載事項の一部を訂正するものですが、それぞれの公衆縦覧期間が既に経過しているため、臨時報告書として提出いたします。

2 [報告内容]

2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書からの訂正箇所は_____野で示してあります。なお、2018年臨時報告書、2019年臨時報告書、2020年臨時報告書、2021年臨時報告書及び2022年臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載しております。

・第30回RSUに関する事項

(2) 募集株式数 16,775,553株

(3) 処分価格 1株につき479円
(会社法上の払込金額)

(5) 処分価額の総額 8,035,489,887円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：8,035,489,887円（1株につき処分価額と同額）

(参考) 2023年臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2023年5月15日開催の当社経営会議において、執行役が、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として当社が導入した譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度(以下「本制度」という。)に基づき、当社普通株式について、募集による自己株式の処分を決定し(以下「本決定」といい、本決定に基づく自己株式処分を「本自己株式処分」という。)、これに従って本邦以外の地域における対象者への交付を予定していますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

・第36回RSUに関する事項

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 募集株式数 | 24,513,100株
上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。
当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。 |
| (3) 処分価格
(会社法上の払込金額) | 1株につき490円
上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。 |
| (4) 資本組入額 | 該当事項なし |
| (5) 処分価額の総額 | 12,011,419,000円
現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：金12,011,419,000円(1株につき処分価額と同額)
当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。 |

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式
及び第4種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定め
ている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全て
の事項につき株主総会において議決権を行使することができない（ただし、各事業年
度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取
締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出
されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主
総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受け
る旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株
主総会において議決権を行使することができる。）。これは、優先株式を配当金や残
余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるもの
である。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取 手取金の総額
金の総額並びに用途ごと 払込金額の総額 - 円
の内容、金額及び支出予 処分諸費用の概算額 130,000円
定時期 差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸
費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていな
い。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2024年4月20日から2024年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとす 株式会社名古屋証券取引所
る場合における当該金融 株式会社名古屋証券取引所
商品取引所の名称
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第37回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	24,455,400株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき490円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	11,983,146,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金11,983,146,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2025年4月20日から2025年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第38回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	24,603,300株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき490円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	12,055,617,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金12,055,617,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2026年4月20日から2026年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第39回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	3,434,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき490円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	1,682,954,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金1,682,954,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2027年4月20日から2027年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第40回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	1,594,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき490円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	781,354,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金781,354,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2028年4月20日から2028年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第41回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	206,000株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき490円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	100,940,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金100,940,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2029年4月20日から2029年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし

．第42回RSUに関する事項

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 募集株式数	205,600株 上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき490円 上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。
(4) 資本組入額	該当事項なし
(5) 処分価額の総額	100,744,000円 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額：金100,744,000円（1株につき処分価額と同額） 当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

- (6) 資本組入額の総額 該当事項なし
- (7) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数100株
なお、当社は、普通株式のほか、優先株式についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない(ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受ける旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の取締役会の決議又は株主総会の決議がある時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。
- (8) 募集方法 上記(2)記載の方法により、対象者に対して当社普通株式を割り当てる方法による。
- (9) 引受人の名称 該当事項なし
- (10) 募集を行う地域 欧州、米州、日本を除くアジア等の地域
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期 手取金の総額
払込金額の総額 - 円
処分諸費用の概算額 130,000円
差引手取概算額 - 円
金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはない。処分諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用等であり、消費税等は含まれていない。
使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本自己株式処分は、本制度に基づくものであり、手取金はない。
- (12) 受渡年月日 2030年4月20日から2030年5月19日まで
(会社法上の払込期間)
- (13) 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社名古屋証券取引所
- (14) 安定操作に関する事項 該当事項なし
- . 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2023年4月30日現在)
発行済株式総数 普通株式 3,233,562,601株
資本金の額 594,493百万円
(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2023年4月30日現在の数字を記載している。

(参考) 2024年5月7日付の2023年臨時報告書の訂正報告書の記載内容

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等(以下「対象者」という。)向けの自社株式による繰延報酬制度として自己株式処分により対象者に対して当社普通株式を交付することに関する2023年5月15日付の臨時報告書の記載事項につき、「募集株式数」、「処分価格」及び「処分価格の総額」が2024年5月1日に確定しましたので、これに伴い記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は_____罫で示してあります。

・第36回RSUに関する事項

(訂正前)

(2) 募集株式数

24,513,100株

上記募集株式数は、本制度及び本決定に基づき割り当てる予定の株式のうち、海外の対象者に割り当てる予定の上限数である。

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記株式数は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の株式数は減少する見込みである。また、上記の株式数は本臨時報告書提出日現在の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、上記株式数が減少することがある。加えて、上記の株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等(以下「株式分割等」と総称する。)によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(3) 処分価格

1株につき490円

(会社法上の払込金額)

上記の処分価格については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合がある。

(5) 処分価額の総額

12,011,419,000円

現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権
現物出資財産の価額：12,011,419,000円(1株につき処分価額と同額)

当社は、本制度に基づき、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、本自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てる予定であるが、上記処分価額の総額は、海外の対象者に割り当てる予定の株式について、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の金額である。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の処分価額の総額は減少する見込みである。また、上記の処分価額の総額は本臨時報告書提出日現在の予定金額であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、処分価額の総額が減少することがある。

(訂正後)	
(2) 募集株式数	<u>14,745,304株</u>
(3) 処分価格 (会社法上の払込金額)	1株につき490円
(5) 処分価額の総額	<u>7,225,198,960円</u> 現物出資財産の内容：本決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額： <u>7,225,198,960円</u> （1株につき処分価額と同額）

以 上